省令

○総務省令第百二十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令

経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「属する事業所」の下に「（調査困難地域内にある事業所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により経済センサス基礎調査の実施が困難な地域として総務大臣の定める地域をいう。

第七条第一項柱書き中「へ」を「チ」に、「ト」を「リ」に改め、同項第一号中トをリとし、への次に次のように加える。

ト　単独事業所・本所・支所の別

チ　事業に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額

第七条第一項第二号中「法人全体」を「組織全体」に、「種類」を「内容」に改め、同号中力をヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　組織全体の事業に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額

第八条第二項柱書き中「次の各号に掲げる調査事業所に係る」を「担当調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における」に、「担当調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）内」を「担当調査区内」に改め、同項中第一号から第七号までを削る。

第十一条中「経済センサス基礎調査調査用名簿」の下に「（以下「調査用名簿」という。）」を加える。

第十二条第一項を次のように改める。

次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの（外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所（いずれも指定地域（東日本大震災の影響により経済センサス基礎調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣の定める地域をいう。以下同じ。）内にあるものを除く。） イ　調査用名簿に記載されていないもの ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第十四条、第一項及び第十五条第一項において同じ。）	一の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を配布すること。	調査員	一の項第一欄に掲げる調査事業所から、調査票を取集すること。

(2)　指定企業（調査用名簿に記載されている調査事業所を有する企業のうち総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の調査事業所でないこと。 ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業の調査事業所でないこと。				
二　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ　同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されている企業の調査事業所であること。	総務大臣	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	市長（特別区の長を含む。以下同じ。）	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。
三　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。	総務大臣	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。